（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千七百八十八人以内を置く。

2　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十三人以内を置く。

2　［略］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十八人以内を置く。

2　［略］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長四百九十人以内を置く。

［2・3　略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［1～4　略］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百八人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百十一人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千十七人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千四百四十四人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官六千二百七十二人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百八十七人以内を置く。

2　［略］

（税務署に置く課等）

第五百六十条　［1～4　略］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて二人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて五人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて十二人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて八人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三十四人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて二人以内とする。

（国税徴収官）

第五百六十八条　各税務署を通じて国税徴収官六十四人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百二十人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百五十人以内を置く。

2　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百四十二人以内を置く。

2　［同上］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十六人以内を置く。

2　［同上］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長五百三人以内を置く。

［2・3　同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［1～4　同上］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百八人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百十人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千九十七人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千四百八十三人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官六千五百八十一人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万六千三百三十三人以内を置く。

2　［同上］

（税務署に置く課等）

第五百六十条　［1～4　同上］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて二人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて五人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて十一人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて八人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三十四人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて二人以内とする。

（国税徴収官）

第五百六十八条　各税務署を通じて国税徴収官六十五人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百二十三人以内を置く。

2　［同上］